

平成25年度上半期に高知県立消費生活センターに寄せられた相談件数は1,821件で（前年同期1,714件）5年ぶりの増加傾向となりました。相談の概要は、

- 契約当事者の約45%が60歳以上
- 相談の多い商品・サービスは「健康食品」、「放送・コンテンツ等」、「融資サービス」
- 70歳以上では「健康食品」に関する相談が急増
- 60歳以上の「投資商品」に関する相談は引き続き多い
- 電話勧誘販売についての相談が大幅に増加

高齢者の消費者被害が年々増加しています。被害を未然に防ぐために、今回は今までにあった事例を紹介いたしますので、ぜひご家族で話し合いつきかけにしてみてください。

事例① 健康食品送りつけ商法

突然、家に健康食品が「代引き」で送られてきて、注文した覚えもなかったけど、（ひょっとしたら頼んだろうか…）と思うて代金5万円を宅配業者に支払ろうたがよ。

そしたら1週間後ぐらいに、また代引きで健康食品が送られてきて、それも5万円支払ろうてしもうた…。

商品は開けてしもうたけど、支払ろうた10万円をなんとか取り戻せるろうか？



受け取り拒否！

一度代金を支払ってしまうと、取り戻すのは困難です。頼んだ覚えのないものは、受け取り拒否しましょう！



事例② 投資詐欺

「金の投資」のことを書いたパンフレットが郵送されてきたけど、興味がないき、そのままにしちゃった。

何日かして、今度は別の業者から電話がかかってきて、「金の投資のパンフレットがきたでしょう。私たちも投資をしたいんだけど私たちでは買えないんです。あなたが私たちの代わりに買ってくれば高値で買い取るから買ってくれませんか？」って言われたけど、これってほんまにもうかるが？



このような場合に実際に買い取りが行われた事例はなく、「高値で買い取る」という話を安易に信じてはいけません！

絶対に契約しない！

事例③ 還付金詐欺

「社会保険事務所の者ですが、年金の還付金があるので手続きをしてください」って電話があったき、（それは返してもらわんといかん！）と思うて、相手に言われるがままに銀行のATMへ行った。操作の仕方が分からんき、ATMの操作も相手から言われるとおりにしよったら、いつのまにか相手にお金を振り込んでしもうた。公的機関を名乗るき、安心しちよったのに…！



公的機関の職員が還付金受け取りのために電話をすることはありません。「うまい話」をうのみにしてはいけません！

相手にしない！



不審に感じたときはすぐにご連絡ください！

高知県立消費生活センター ☎088-824-0999 または 大豊町役場元気集落プロジェクト ☎072-0450